（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

７長地環第５－10 号
令和８年（2026 年）10 月 16 日
長野県長野地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第２項（第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書（勧告に基づくものを含む）	○
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

事　項		内　容	
氏名及び住所		株式会社ピースコンポスト　代表取締役　荒木　泰蔵 長野県埴科郡坂城町大字坂城 4210 番地 103	
申請の区分（Ⅰ）		一般廃棄物処理施設の設置許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 4210 番 52 他５筆	
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条第１項に規定する一般廃棄物の堆肥化施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	・堆肥化する一般廃棄物 汚泥（有機性のものに限る）、木くず、きのこ廃培地、生ごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	211.6t/日	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 4210 番 52 他５筆	
	②廃棄物の処理施設の種類	・堆肥化施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	・堆肥化する産業廃棄物 汚泥（有機性のものに限る）、動植物性残さ、廃油（動植物性のものに限る）、家畜のふん尿、廃酸（食品廃棄物に限る）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	211.6t/日	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧

条例第37条	⑥対象周辺地域の範囲及びその根拠	（範囲）埴科郡坂城町坂城和平地区 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第２の１（３）ウ	
	⑦対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）坂城町長 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠）条例第 28 条第２項及び条例施行規則第 22 条第１号	
	⑧対象関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）令和８年９月 26 日（土）　午後６時から （場所）和平公園山の家（埴科郡坂城町大字坂城 4210 番地 92）	
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	（場所）長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 （期間）令和８年 10 月 17 日(土)～令和８年 10 月 30 日(金) （土日・祝日その他の県の休日を除く。） （時間）午前８時 30 分～午後５時	

３　提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対　　象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第 36 条第１項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	12号	提出期限 令和８年10月30日(金) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

＊「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注）意見提出にあたっての留意事項

・提出書類はいずれも日本産業規格Ａ列４番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。